元延實錄

八・九

内閣文庫			
和書 類	三四四八六 號	五 冊	一五〇函 一〇一架

（四冊）

内閣文庫		
番號	和	34486
冊數	5（	4）
函號	150	101

共五

綴じ部（喉部分）の文字など開きが不鮮明な箇所あり

国立公文書館
National Archives of Japan

之延宝録巻之八

江戸大火附小淵甫庵易者之事　滑

一明暦三丁酉年正月朔日小淵甫庵と云易者ありて江府
本郷之町目に居住しけるか諸の人に語て云明年六八
九月は無殊怪しき天之気を案するに必雨水の方
よりも古火して暴風頻に吹て江戸中大火に焼失すへき
の術変候ふ之吏也河の始は天一生水地二生火天三生
木地四生金天五生土皆中ニ一は天之陽之火也二は地之陰
之水之陰陽発揚して万物生すといへとも陰と陽とに
出来り今江戸之地に方々の河水とせき入て雨水の便
よすき既よ方角との埋たる地の陰に承り若干

図233

の水と加ふれと天の陽の氣にあふれて火と信とさるへき
時なるに對揚せんよりは必火事起りて驚き地焦土と
なりぬ御つ鏡なりしハ人畜たくさんに焼死ぬ事是を見し
とて元日濁る辛卯と言ふべき例にありけり見てを
皆深ミ云南谷の雲氣録信あかしく至極を
立返りける御沙汰に寄りし同二日巳申刻松平中将光長
相応の麹町の下屋敷より火事出来て既に折節乾の風烈しく
吹て諸侯屋鋪旗本士を京貴人等の屋敷悉
焼失せしを見るより諸人と同じく少も日々の地忩なりにて諸人の
如き静にして十八日牛の刻とも乾の風烈敷吹て諸人恐し
あ手何にも来り刻よりとしても然にも明くるの斗り日暮より宗の

あらゆる出火風ハ激しきと吹立煙とともに四丁拾丁の外へ
火の手飛行しかハ加へて湯島にハ本郷六郎邸から大小名
諸士貴人の屋敷寺院神社仏閣一宇も残らす一炬
と成りし火炎にして地禄の内につつて四方へ焼ぬ
こりねハ柳原を限り東ハ深川の向ひ東ハ京橋諸絶
渕まて焼すね中橋の御蔵の諸方付方焼なし
風かハり西風吹て流火大横よ都まて八丁堀と親し
向島ハ積又よ火移り其の玉離流よ回廊を屋を焼き
の民屋とや諸人出ひるさるに迄もたれハ関東中へさし
走りて逃まハ財宝よ包をかけ負やら人角や
あれハ年深ひ或ハ妻子よわかれ皆よ出て

逃んとするうちに火先はやく廻り巻に焦れ焔に咽ん
て焼死する者夥しく申の時分大時分の飛火のことく焼死者夫
細工猿同十九日昨日の火いまた消さる処に今日午中刻
小石川の屋敷より出火して同所より麹町なとも出起て今日ハ又
昨日の風よりも烈しく乾の方より風吹起に焔立て煙埃
白日を覆ひ逃る人ハ闇の夜に迷ふ心地して人々見えす所に屋敷
天守にも火移りしかハ焔天を焦し 将軍家綱公も
西丸へ 渡御ありし御殿御炎上と御座と御道具
長刀又は持たせ井伊掃部頭松平讃岐守酒井雅楽頭
阿部豊後守松平和泉守稲葉美濃守御供に従ひ奉
和御側の衆并御書院衆人々池[illegible]

御本丸二ノ丸三ノ丸并諸々御殿并御門櫓
一宇も残らす焼失せし故に松平伊豆守信綱ハ奥方の女中衆
西丸へ渡し参らせんと御本丸より奥方の女中表方
の御殿の案内を知されハ皆方々に迷ひ焼死せんとする処に
と思案して御坊主を六七人召連て御殿々々の畳を
道中一通り裏返して敷もて中奥の方へ廻り入
将軍家西丸へ 渡御有しかハ女中方をも案内せしめ
様より西へ[illegible]の御殿の案内を申て知らせける
[illegible]出よしと下知しけるに上臈下
臈まて老人も若者も遠御殿を出掛て西丸へ参る
豆州の才智を上下感心しける此時大手之御門番小笠原

東行仕る長次警衛を勤るに御城且すに出て立出て
以ての小笠原ハ之に警衛門を云退自分之跡を以て杜札
に使を遣して是の子路あり諸々に跡を以て佛方
の門に跡跡を呈候に出ハ強抱に王のみ火縄に捷ちの候
辛ハ寺猶彼之定種捨行して其の段之心也出摘の
営ハ鉄を以下営の場培に并居門扉を閉諸り却る
扎てより諸に四鏡として兵勇氣勤如きり此時御目
付ありし萬松下総守池守挙り長坂を諭して之悉味
大略出で立て　将軍家を奉始中諸侯使士以下悉
く従奉り西丸へ渡御を出容も及し捨て西丸ド
下ド奉りと云り長次定尉を勤て之吾般に兼るの宮令下

ども請て桜田門を警衛ス　輩すなはち火事に非ス云難
道人有て曰く坂下門を打破りて先組を襟すると知る
次も無名の名誉ハ頗ル焼死ものも警固の地を
いるて退き勇士としてある如くに名誉を捨て生を求ん
やしと云々に従ふ萬松ハ西丸に池田如きに諸將及大番大秋
小姓奉りし御供して渡る大秋云長次の云たとしても勇
と篤徳へ入りて子して之を地を開き西丸ド二ラ下余ともを兼
松平池田ら執権の言を告許可小笠原萬松によく仕ひ
西丸ド来ル　此時ハ西丸へも正燈を居たり候し危くし
定しかハ　将軍家も西丸ド出御ある大老執権諸侯役
外の使士以下者もし諸役人ともて悉く庭上に跡跡スヘ

将大君ハ幼年ニわたらせ給ひ諸人是を安すへき深く
臨ミ居永を諦らとし時に酒井讃岐守忠勝申て云
静かに云葉を見了する此の大猷ハ天君といはれ頗る人
の所為なれハ若大君に崇し一揆を企て遊業をなさん
と存するにやあらん石谷左膳か下の宅地へ彼御書を
うつさせらる又松平伊豆守信綱か云唯要害の地利よられハ
東叡山に有 入御世の変化とても 御治へ御申ス
時に井伊掃部頭直孝申して云御上の是ハ尋常の大君に
非ス御本丸とならハ二之丸の外を見門櫓を除き余等
近悉焼失しける要害を失ふ今の御丸ハ筑前西丸ニ而大概
明に広西城外を見し幸ニ直孝か下屋敷ハ要害地

利なきにあらす彼地に有 入御あらハ人々安んし武を備
へ国家の憂なき 御遷へ然るへしとて故に是非を区々に
して評議一決せられす于時に阿部豊後守忠秋眉をひそめ
口を開き云ふ今日の事に于ては酒井世形勢を見て調
て云某存知ハ実に何ぞの思召が潜河なる忠秋謹んて云其事不
及是非ならず両所の風情に異なる故に此所に渡らせ不成の
中今の名ある御館を去らせられハ東西の宅地へ入御
東ハ東叡山にして 御治の御寄に忠秋ハ直ニ不兵
こゝ元本丸の本所ハ大君を遊させ御入為あるへき迄及
御出陣故二西丸に大将御くし櫓に悪き維為国家山里の空
地ならハ 将軍家の御為の上に何の悪きも能へき矣

又叛逆を企る者有て京都大乱起りけれは
御所并二條御所も焼失して裸城となりた
要害ハ絶へて今の寛永寺東叡山ニハ遠りて増上寺ニ遷
くし此時を棄去りける 東照大権現ハ様十年ニ月
度々の公卿よりき御所ニ勤ける 慶長五年庚子九
月濃州関ヶ原一戦ニ石田治部少輔三成小西摂津守
行長を誅戮し給ひ将軍御敵毛利輝元上杉景勝嶋
津家久宇喜多秀家諸将御敵仕作家宣之御家臣
増田長盛大谷以下之与党の大名数十人或ハ流罪し
或ハ所領を没収せられ或ハ逆流の身となりけれは天下忽
静謐して将軍十五年と迎て内大臣秀頼公慶長十九
年の冬謀叛を企て浪人を聚め摂州大坂の城ニ楯
籠り給ふ 家康公秀忠公両将軍東都御所を発させ給ひ
力不及秀頼公和談請ひ給ふ依て軍を収め給ふ所ニ明れハ元
和元年五月秀頼公御再乱又御進発ましまし討滅し
給ひしより永く天下を掌ニ握り任太政大臣天下を
治め給ふ此御代天下を統一し給ひ正一位太政大臣
秀忠公ニ譲り 秀忠公又従一位右大臣 家光公ニ譲り
家光公ニ至りて 将軍家御譲を請させ給ふ所ニ天下治世
慶長を棄ける小今年明暦之年迄五十八年日本之
内乱もなく東風鎮りて枝を鳴さす海内澄静かにして
即時を切りて職己を知り庶民安く楽ミさかへける

は今此大学は時を得て叛逆を企事なれは御法式忽
可誅罰然又天下の諸侯としておはらハ御一族并譜
代大名且外様ノ格代君領ノ御家人運を天下り
給ふ　御先祖累代の御持地にして代々雌雄何の物長も
ゆつき給ふを今ニ至り御譲の御持を有　此御若輩の
紫の為に誘出御前に生害は万人の誹りを請させらるゝ
何と御先祖ゟの御名を穢させ給ふ事謂なき謂
此秘計は稀にて年々至り亦此大学叛人の不為不非は
て天下大乱と起出所有　深御指るを遠慮被為在
万人の噂ニて聞及居候は忠秋ゟ一黒家宿老の嘆
息を聞に似るは仰に従ひ出し候　御出陣は忠秋ハ

小身者ニ候得共御当家を勤国主ゟ一手の頭ニハ
大猷院殿御他界之砌ゟ忠秋ニ仰含め置るゝ故ニ於て
御前ニ而旬らも中ニも若年の宿老も能若思不叶詞　将軍
家綱公今年拾七歳ニ成せ給ひなから幼年之　御思惟故
りと云共諸侯の中ニ而不届ニおいては能此大学叛逆人多
累祖之相続之持地を去て何きの所ニ頼んや当御持を
天下を譲とも仰出されは諸侯従　上之命を背候ハゝ江戸の大
小名旗本の諸士陪臣ニ至迄此機会ニ失途十万ニ来らは
ならは　将軍家の　御生害を承知事ハ悪ニ而御苦何り
りと云事ハ東叡山ニ御廟所ともに云遍紀ニ従遍ありてかはは
御家人と同じ忙然として江為方大ハ未熟其中当之武士

ゝ御門と號す国寺なりし口る申ノ上刻書院より京
未先ハ三人の家の焼失せるかも掠なりしを絶絶長
刀あまりゝ打足柄の三河百人馬出中小性衆共西之人
西尾御輿下下馬橋の辺に詰来て武家衆番衆より嫡横
ケ方正体姫ノ名ハ三淵ハ麻布下屋敷にありしを諸ゝ其ノ
足柄の兵百人打死して同時に西尾下るに詰来り橋の
井出に掛りて又畠山大蔵尾幸利ハ自身召紅葉山の
火ヶ番衆御所ゝ召御輿ゝ方焼亡ところゝ猶ハ馬を詰
紅桜田ゝ御門を入紅紅葉山紅ハ下馬の辺に武士大勢
兵具を携へ及と遮り何人ぞやと咎大夫之進自之云
ヶ山幸利ゝ兼日は紅葉山火番衆に御身余白咎依て

何人ぞ正体ある者ず是ハ紅橋ケ方衆御外打死国ハ幸利
打ちハ下馬所と式代ゝ西ゝ同ゝ御ハ表中刻紙打
兵ゝ細川紙中ヶ尾利若年人枚ゝ幸ゝて西尾ゝ御下ゝ
未先ん衆衆ゝ村伊賀守と力使橋ケ方とやて云松宅ハ
御ゝ焼年又候衆人ゝおりゝて御輿下辺余白又君命
小路ハて何とも所ありて焼国寺ゝしとゝゝ正体打組を
在ゝ中刻辺云ゝ行とぞ余白詰ゝ正衆御ゝ紀ゝ
副ゝ御用紙の弁ぞし誓三尾安焼辺より御用ゝ弟
も兵ハ自ゝう云御身ゝ打ゝ候ゝ細川ハ正尾安ゝ焼跡
よ也ハ又同衆丑中刻焼打ち守護打年陸奥守尾衆焼跡
其ハ出打衆人方と二よ氏ゝ衆門よ行打数口をおる

らしむのうち中にて正統又兄をも市中に将軍家の紅に被為
に御さうらひ智恵厚き大せい人かくハ大小名によらす謹申
に法士に立返る人も西尾に来る者かし理なる流人
小屋を試みて彩を浄め行て寒さ流信の大鉄鍋
夫の家々も社堂塔伽藍つくりも御座右御威陽
又三月の火にあらず此時人々炊に明の火に追れて逃
さる橋を渡らんとするに橋ハ早くより焼落ね是も助る
やとて水に入もの流れに溺死ける火に焼死ぬる不知其数にて
死する者幾万とや或ハ大海へ逃入とて船に乗出きて
海上に押出せハ風ハ荒く浪ハ高くして人々ハ漂ひて船
の中へ浪打入てしまふ或ハ端舟にも乗て底の

海と成者又数を知らず風に誘れ何方に行し哉行方
知らず浦上の総御屋敷の辺に行しに折々焼れて死者
も多し中にも哀なりしハ浅草見附の御門に逃行人と
紛らけ牢屋敷の者共の逃集りける所にハ囚ある康煮ら
云ふしハ伝馬町獄舎の罪人共を許し出さる不思付に
に来る潮の辺々や其人々は何ぞよ御門の番人門櫓を閉て
其人も不通要にて古煙も知らしとや其人角や見えしと
者ともハ火に烟に絶まへ者を焦を此為方に
とる者の垣のもとより飛込みて命助りと思もしと
飛込み身に依る手を足を打折り打砕水より
溺死焼死者若干し其数中之行幾朝の時疑念中大小

らしむの只中にて正躰又見えさる中にて除の外に被焼
に御座ありし霊巌寺は大寺にて人々かはいたく大名にて常に無け護持
に法王にも逃来る人も西尾にも余多ありし理なる所に流石
小屋を設けて彩を浄め修り寛永の所謂法信の大銀高
事の家の寺社堂塔伽藍つぶつぶと焼失せしかは御蔵場
又三月の火ようにころ人法人々堀に明ひ火に逃れて逃
も橋を渡らんとすれ共橋は焼落ちけれ共焼死ぬ者も助る
やと水に入ては流れに溺れける火に焼死も不少堀江て
死するもの幾千万とや或は火に逃れ人と水にも逃けぬる
海上に押出すは風に煽られ流には追はれ人は沖に流さる
の中へ浪打入しかは或は端舟に或は屋形の

海上の者又船とかぬ風に吹かれ行方知らず又も行方房
州浦に流寄り船も見えすに行方知られて死せ
も多し中にも哀なりしは浅草見附の門を閉あへ
むかひけ伊勢町の辺にも逃集りける所に火か飛移り霊巌寺
立ち当りし小伝馬町獄舎罪人共を許し出されけれは不
に来る浦辺やありてはかりて御門の者共門櫓を閉て
来る人もあり通要にて出も防しけれ共角や其人と
有りけれ共いかにも火は傍より猛火を悪き方は
とも いとしき石垣の上より飛降るかして命助かると言ひし
飛行る者もよくはらうと飛降り身を打砕き折損し水に
溺死焼死者若干 昔太田持資朝の時鎌倉中大小

焼失ありて後慈仁寺中より細川衛之亡右家全失ありと
退し京師に移りて其跡は新たにして洛中洛外悉く
焼失せし四流ともなりければ此焼死者多き事は未曾
有の事也　将軍家紅葉山の御仏殿に御参詣あり
大猷院殿の御忌日に依て御参例年は府内
其とも今度は皆赫々と光を放ちて日々に大きくは見合と
助り死絶たる者も一時に眺めし焼死に依りて諸方の
末の子供に流され亡びける父母兄弟の亡骸も不知者
の多く未だも生き残り生き残りて物狂ひして歎き
悲者多し、ける中の劫火は凧も澂静たる大勢なりければ
衝たる日数よく広は唐大江戸の地方にありて其の
不縁ありては主人もなし悉く焦げたる薪を山の如く積置
さりながらして是は焼死りたる者やしらぬ故にてあれは又
人の死骸も其多く見えしと云し庶民一日の飢を
助くべき粮なければ者共の哀れ御救ひよろしかれて嘆し
生残りたる者も米穀なければ家屋も焼けもなし適々
有ものは何海の売人なりけり一升は重子ありなから貿易
絶たる時にても売買諸しけれは飢に浸し洛中のことく
有りし今に伝へし飢を助る為代未曾の珍事也　同十五日
ご儀物の職より御ありて辻々に竈を立て粥を合せ
其施行仰る男女老少限らず飢渇を助く但焼亡にて持
たる者悉く焼けれは身には焼尾の火ヶ或は焼死したる蛇見へ

又京見の説ニハ霊亀之の昔ゟしてこれゟ今ニハ御慈悲の
施行ニ依て餓死する者もなし　扨叉国の諸大名ハ申ニ及
其主国ニ帰り浪人を主して早飛脚を以江戸の大火
を告けり依ニ東海東山南海北陸山陽山陰の海辺を
並ニ牢獄のもの一同ニ来ル人の家居もなく宮を構
へ栖とす十八日ゟ今至るまでハ右様の仕業もなくされハ只一向
ニ行路しを欲悲しむ餓莩を救済し剰高貴ニて人の
米を埋しめハ飢ともふ者まて此河ニ到て又凍へ
死ける者多し今日迄中より下知なされ焼失しける家
大小名の屋敷と寺院又浅草見附迄御府中迄も焼尽す
ニ歎とも甚だしと云

此中ニも風発中風発下風発とて町屋ハ除之
壱万石以下之家屋焼失都合七百七拾軒余
一　御旗本徒士之風発焼失都合弐百七拾餘軒
一　万石以上ノ風発焼残家数都合五拾之軒
此外ニ中下之風発ニテ
右之外諸寺院中院等ニハ風発ハ未定御計
明暦三年丁酉正月廿日
同月廿六日今日ニ至江戸之の大名并諸旗本諸寺院
悉焼失御旗本老中会出ル有念秋此時大久保
玄蕃頭進出ニ中ニて云々大火ハ将軍家の御政道ニ
御代長久ニ出来ル事とか返見申度願ニを仰らる

は往昔を崇められ　東照宮は御幼少の時より自ら丹誠を尽され
給ひ一日片時も御油断なく安危の吉凶を大歎あまって討
滅し給ふて天下を安泰に掌握しめして　秀忠公　家光公
両将軍家迄四世天下安穏なる事は偏に　東照宮の清
威光の輝訓也　両将軍家は御生れながらにして天下の
主たれば常に世の豊嘉民の慈を知し召給ひて知恵
に叶ふ英智を以て御政治およそ万を治め給ひ本の
一　家を修め文徳を施し諸法度の大綱並志の実を知り実なき
一　上意を下々を負はず御政道の助となり万民安穏なる事は
是御仁恵の事也　天下は盛を親代々の御家光公崇
既に三ヶ年よりも度々闕ける日是天下安全に御代長久に鎮
けし唐土の宗廟にも古月を示す例は昔の事も候ひし
さん文を江戸を以て中を以て大火に成り十町ほどの
御府焼失し町屋を金銀して配り勅を立て給ふ
ともかく三町並の金を下さる由しかし金銀下されし
一　町数四百餘町内町に積りて八百餘町
一　諸役は積りて四拾四屋八町
一　間口四方八千餘軒
大名の家も焼死して江戸の家八百三拾軒
明暦三年丁酉正月十八日
同十九日町中同じく下町同じく焼死して死骸を取集め
持ち運び捨て候様中にて代事

其七日下知有て数百人の人足を出し所々の死骸を集る
処にて其方の所に六万五千四百二拾余人川岸を取て積
江戸牛嶋より下の方三町四方の地に大なる穴を堀死骸を埋し
埋る又深川芝浦本所河崎神奈川本牧之浦安房
上総下総の海辺へ漂流の死骸なと浜辺より又堀川より
一 流死する者若干の屍によりて烏鳶群居て喰ちらし
一 家のよし并に浅草石町并所々江御手大の死骸を拾
ひ集め牛嶋へつかはしける後に江戸下谷町并所々回向院お寺
引取りて死骸を集め是の処に埋め堂を建て
たてられ御寺を集むるに及人の霊を弔ひ申事也
私集て所々にて数も七百三拾人程也

一 の辨舟よりつきてし積て漂ひし牛嶋へ送る是より九百余
旅籠屋其方々に往還する死骸は町並寺々所々の往還に触ニ之
一 芝浦に漂着之死骸弐百十三人
一 品川浦に漂着之死骸百四拾壱人
一 河崎浦に漂着之死骸七拾九人
一 神奈川に漂着之死骸五拾四人
一 本牧之海岸に漂着之死骸弐拾九人
一 相州之浦所々浦々漂着之死骸百五人
一 上総浦へ漂着之死骸百拾三人
一 下総浦へ漂着之死骸拾五人
一 房州浦へ漂着之死骸三百弐拾弐人

一江戸焼亡ニ而焼死者ハ死骸千七百三拾四人
右十一ヶ所之死骸都合四千七百五拾四人
一浅草御門下ニ而死骸ハ弐万三千四百三拾壱人
右二口合焼死之者都合弐万八千八拾余人
同廿日より本国諸宗之僧大勢増上寺ゟ衆僧等出家のこ
くまれハたとへ貴人なりとも両国より小舟の用意ニ付法
之儀法度書を出ス

覚

一今度焼失之所町中割替之所々あまた有
之小屋を作り段々成候様候事

一作事之儀雖為国持大名自今以後栄耀屋作可為無用

勿論縁側ハ結構可為無用事 付二階門可為停止并
寄可為無用事

一衣類之儀以来下々御定之通自然如法度候也
ニ而あまた所持衣類弥可取上 付今度之火事ニ
諸道具取出人ニ損料并我手地高利之ニ取て
可為無用事

一浪人好之者并中間若党之者以下之所之他大勢を
集置候事可為無用事

一火事之節両国并妻子本国へ之内所縁有之者可遣
置事

一縁向出林有之両国者ハ其代ニ而其度々請之証文可仕

一 火事

一 當居之者共例年正月ニ諸大名衆能々致し
火事なきやうに今出来之者に給令拝持方合物を定め候
不残焼亡し申候者共ニ而持主分海船え乗り候者共下町之

明暦三年丁酉正月十八日

同十九日未之刻まで江戸は大かた焼失して居候上に芝浦式
は延焼を出来候に付寄るを迄も移りかかる世の
形勢は御扶持之御座候自分の遺物を世間の者共出来申候
は子孫人民共着の無御座候て縦ひ付候の由申
万民之歎申に付、公より同十九日焼死の亡霊弔
の為に増上寺上人に仰付らる 御本所に被下候地に一寺を建
立して為追善之事と云 御本所に今日事始り同二月
廿日牛馬の寺院大略出来し大石塔を建て焼死の者
をも可弔との旨に 御本今に向後に致し増上寺
役僧に任せ 而為諸宗之遠近之貴賤男女来り
悲願を掛 則諸宗山回向院無縁寺と号し毎月十八日九
日は僧侶男女貴賤に集諸し焼死の双子足手一
諸宗衆菩提を祈る之人種を浸門前茂る 御本所

一 時被十郎御太刀馬代黄金壹枚
一 同三重御太刀馬代黄金壹枚
一 同二重御太刀馬代黄金壹枚
右之拾万石以上國持大名之自當年三ヶ年之内参勤

之御礼進物目録太刀目録ハ無之候差上申

一 自九万石ゟ四万石迄之御太刀馬代黄金壱枚

一 四万九千石以下ハ御太刀馬代白銀壱枚

自廿万石国持大名之嫡子之面々御礼献上之

一 呉服五　呉服二重　呉服三宛　呉服一宛

太刀目録相添付目録ハ不及差上候年頭并端午八朔

蔵人少輔ハ嫡子ハ御礼物を献上之事

一 下々者御礼之儀ハ参勤御年頭端午八朔寒暑之節御目見

事

一 同十一日諸大名之衆登城ニ付西丸ニ而御目見被仰付

中將之御暇被下御礼之面々御盃被下候

何之町屋悪党共之者有之間年ハ江戸諸御門迄相廻り

諸大名ハ諸町中ニ而も其者共御吟味仕候

又ハ少々宛之者共ニ而も吟味可仕事

覚

一 銀百貫目　高壱万石ゟ五千石迄

一 同百三拾貫目　高壱万六千石ゟ弐万五千石迄

一 同百五拾貫目　高弐万六千石ゟ三万五千石迄

一 同百七拾貫目　高三万六千石ゟ四万五千石迄

一 同弐百貫目　高四万六千石ゟ五万五千石迄

一 同弐百五拾貫目　高七万六千石ゟ八万五千石迄

一 同三百貫目　高八万六千石ゟ九万五千石迄

右之通ニ而淨信之石高成年分十ケ年中ニ而被上納候也

以上

一 百石ニ付金拾両宛、但九百石迄ハ九拾石ニ付壱両宛増、金江戸下候
事

一 千石ニハ金百両宛、但千四百九拾石迄ハ右之同前事

一 千五百石ニハ金百五拾両宛、但千九百九拾石迄ハ同前、弐千石
迄ハ百石ニ付壱両宛増、江戸下候事

一 弐千石ニハ金弐百両宛、但弐千四百九拾石迄ハ同前、九千石迄
弐百石ニ付金弐拾両宛増、江戸下候事

一 百石ゟ下之者ハ壱拾石増ニ壱分宛江戸下候事

一 御旗本方江戸下候面々ハ壱人扶持弐人扶持分銀之儀ニ而積之、御金
江戸下候事

一 幼少又ハ病者ニ而御書付出候者ニも右之通可出金下させ
候事

一 御花之御祝儀ハ精日ニ而延引、重子子生、今年中被成候
ハ、前大坂ニ而但大判ニ而可被下候、少々ハ兼被遣候
様子ニ而御座候、知行所ニ而被下候、則存寄次第ニ而勝手次第
ニ而御座候也

門屋町井上御金ニ而御渡候町奉行所ゟ中嶋并七右衛門達
太田左兵衛方ゟ酒井雅楽頭殿ゟ家老酒井雅楽頭ゟ御隠居方へ
御言付之人ニハ小神山并松平伊豆守家老石川杢之丞、松井
右衛門、小堀助右衛門付之人ニも小神山又右衛門并家老

平同源左衛門ハ河野主税家来にて小知ニ而有し者也
勤し浪人となり後ニ雑兵ニ改衛門と申者
娘ニ家屋ハ浅草と称して主ハ光爾衛門と申て
組頭ニ而其身も雑兵衛と申者家来ハ残置実父名
をかり平河進と申ニ平河河野殿家来ニ能也事
公儀より勤ぬ其中ニて書物減少ニ候ニ主君不知の隠
書物を納め取して道中の書院物預け候者浪人者之
ハ其事一件ニ付御家の者ハ不知其浪人ハ物を申て
主殿ニ今是制禁以上て後ニ同人之人此事を談く
申て浮浪して浮世 公儀ニ探を肯き御捕方ニ其節之者
ニ家臣として河野殿ニ書物を呈上大名出ての
浅草伊勢ニ三繁栄ニ相成候て書物主殿の雑兵衛ニ家臣
右人ハ大致之事ニ其の主君ニ其中の家臣として見出ス者
小姓ひろめの人ともありまして畜物ニ而之者別ニ大致ニ而
ハ下も又致候て盛ニ衣ニ候其門弟ニ今ニ残り御所
諸書に家屋焼失し書付老中ニ差上之

覚

一 三百拾五人 書院組之物頭の屋敷焼失
一 弐百拾人 新番組之家敷焼失
一 六拾三人 小従人組之家敷焼失
一 百九拾人 御書院番組之家敷焼失
一 百八人 御小性組之家敷焼失

一　百四拾人　　大番組之衆焼失

都合九百弐拾六軒焼失ハ世界乃多分ニ而浪人ハ除之同
年正月十八日松平伊豆守殿より御留守居衆へ落書を
御渡し被遊候事しれ申候由ニて見せる落書に云
十九日之大事ニ松平伊豆守殿病発り目を見ニ成候由気付
御返事て御気色御しけるとぞ
火ハ消ヽ肝をさし候住宅との事ハ見ニおいて目を見けるに
武家衆中ハ何方にかやさしき新宿の妻もこれ有て人をとられ候
むさし野ハ人の入所きあしく御しれ申候由出て御入候
大事雖未て人々之の未後より候へハ寸半伊豆守殿より流よ
着る家財の数や何も大宅之留守居ハ諸御乃武士

又御座ハ御取や植取よ出家けて御門之人ハ未御合しける
火よ焼れれよ溺まヽて死人ハこれや此大の事といふらん
酒井雅楽頭此落書を持参しけるに被仰出候ハ悪人
ともを召候よて成重なハ天下御政道を評判して悪口を
いたす事よ絶而より天下の御威光をハ諸民を悪しからん
さらして此落書の作者人を尋る御旅ては左之人を尋し
万人のうちしかれさハ自分ニ候也訴の落書ニ而おとさう
時よ未後をり中ニて落書の作者人をせんさくして尋ねしむ
さんよりハ何より安かるへし但此落書ハ代々和漢ともよ
ありし事も絶え政道の害ニも不成か又ハ世上の事を並て将軍
家の治世ニも落書せんさくもありしに御沙汰なし　安かるよ

夫歌書ハ仏道の為ニ経論とし上ニ有てハ下を痛むる事を不知
故ニ自然と仏法の修業ニ而万民の苦しみを見るへし
若干対悪ニ付歌書有りハ捨之とし仏法の修業ニ而法
人の謗り不及理有りハ道を誤ニ又ニ其ノ修文歌書ニ
中不及理ニ而付ハ天経出て定之ニ而用之し文り害ニ
三ケ如聖人の御代ニハ詩数を定て天子之学と楽とを
下民の難を知とあり但ハ歌書ハ皆約の楽也と是以金銀
是人ニ而ニ下我聖人せり道理也忍昧の秋しりけると
実ニ而如只此の修業ニ而己ニ守りとあり井伊掃部頭酒井
讃岐守吋節ゟ也とに何ぞ任ニ以ハ歌書ニ論議有りしとそ

元延実録巻之八終

元延実録巻之九

目録

一 摂州大坂大雷大雨ニ付御城焔硝蔵又落ル事
一 松平陸奥守綱宗縁又隠居ニ被仰付事
一 伊達御一門等心情訴之儀七郎継之子細之事
一 堀田上野介正信縁又差別依念ニ蟄居ニ付信州飯田江
御預ケ之成蟄居之事
一 酒井雅楽頭忠清浅草観音堂之額書之字御諱ニ
抗朱部中ニ見之并評定所的言之事
一 松平信濃守病氣ニ付振舞評定所托世嗣甲斐守変
并信綱死去之事

元延実録巻之九

摂州大坂大雷并御煙硝蔵ニ落ル事

一 万治三庚子年六月廿二日摂州大坂ゟ飛脚到来しけるに
云、去ル十八日大雷天顔ニ闇夜のことし、雷鳴盛し酉刻
雷城中ニ落、雷火煙硝蔵ニ付て石瓦崩し大石大木
を投十町の外ニ投ス、煙硝櫓并門塀門木戸ハ将倒し申
ハ投捨し煙硝の土床の土を掘リ二千俵万石深サ六間
土蔵ニ而し岩垣厚サ小屋壁渋さうしや寸附ニ家人
上下廿人死し、手負上下八拾余人、大坂山端ゟ家来又
人死八人手負之者并従人与力同心末々手負者余多、町
屋凡千四百八十軒損ス、煙硝の貫目拾弐万千九百八拾

の異目とこそ 天下もかゝる程の人たにかくなりて驚動大
方ならす 又卯ハ死病故ニ旅所ニて或ハ死或ハ逃去る
者あまた有之代末の珍事也 十八日ハ大閤秀吉公の忌
日也 豊国大明神の霊の崇りかと云触し 格別の噂風
聞なりといふ

松平陸奥守綱宗儀ニ隠居被仰付事

一 同年七月八日松平陸奥守綱宗去頃より神田筋違橋の
御堀普請ニ御手伝被仰付普請場へ出ル 且又綱宗
行跡悪敷剰悪所へ通ひ世上の風聞も有之故 其身
既ニ達 上聞 同十八日陸奥守綱宗平日不行跡なりし
殊ニ酒色を好し 遊楽ニ耽り国政悪敷しく 国家
是ニ付其身并伊達兵部少輔立花左近将監寄々ニ相議
し不行跡之儀ニ付て遠慮して其方より申上て
隠居之願を致し幼息亀千代ニ継しむ 是ハ祖父
政宗度々の忠戦を思召ニて 殊に若年及幼稚ハ格代
忠宗の忠服悪しく 此趣綱宗ニ而も子孫
親ともに陸奥守ニ家督被仰付 上意ニ依て幼年
最とも幼く綱宗伯父 後見して政務をとらしむ
并立花左近将監兵部少輔ハ同家として安堵仕らしむ 国中
追中へといふ
綱村等小橋ニ七ヶ年ニ相当ニ而
一 同年八月於江戸虎中ヘ之 上意ニ云 中古以来七刻綾ニ

一 高名として世に聞えし鑓先ハ賤ケ嶽と長久手なれと
小牧の戦ひハ信長信孝の和平によりて今に沙汰ある
如く小豆坂の戦ハ家康公御功の者共にて名を許し候
も中々に知る者ハ小豆坂中にても七本鑓と沙汰せしハ
かつ三河習ふ一番ハ天文十一年壬寅年八月十日三河小豆坂に
て七本鑓と云しハ駿州遠江三河三ヶ国に住し今川上総介
義元と尾州に住し織田備後守信秀と三河小豆坂にて合戦
に付今川家の大将ハ駿州臨済寺の雪斎和尚副将ハ朝
比奈備中守泰能を先大将として軍勢凡弐万余騎
記録ハ四万余とも記し先三河へ打向ふ信秀も同く守山を
打向ふ尾州方にハ大将信秀の妾腹の長男織田三郎五郎
信広副将ハ信秀の舎弟織田孫三郎信光守山城主を大
将として是も三河へ発向す両勢小豆坂にて会合し戦ひ
合戦を始む互に押返し死を争ひまちて挑戦せしか
大敵難戦して織田方既に敗して今川勢備を立て追
ふる事急也時に尾州勢の内より織田孫三郎信光織田
造酒丞信房岡田助右衛門佐々隼人正佐々孫助
備中中野又兵衛（此時十七歳後に又右衛門と云）以上七人取て返し七人
誰も穂先を揃へ突て掛り駿州勢突立られ
敵も引返し織田勢見て気を得て大に勢に加り
敵を追返し此時織田方利を得て引取是を三河小豆
坂七本鑓の高名と世に称す其二番ハ弘治元年乙卯

尾州前田蟹江ノ城ヲ攻落シ　東照宮ノ御家人大久保新八
郎同七郎右衛門忠世同治右衛門忠佐同彦左衛門忠教
左衛門松浦八郎右衛門忠員同八十郎忠成等七人ニ是ヲ味
方ニ打負テ追付ニ七人小返シテ勲ヲ究メ利ヲ
得ル是ヲ蟹江ノ城ノ七本鑓ト世ニ称ス中ニモ当ハ天
正十一年癸未四月廿日羽柴筑前守秀吉柴田修理亮勝家ト対陣羽柴筑前守秀
吉ト江州志津嶽ニ於テ合戦ノ時秀吉下知シテ小姓共ニ
先ヲ為サセ(ケ)ル時福島市松(後左衛門大夫 正則)一番ニ鑓ヲ入テ首
ヲ討テ実検ニ入ル是ヲ始トシ一番ニ名ヲ当ル者ハ次ニ小姓加
藤虎之助(後主計頭 清正)加藤孫六(後左馬助 嘉明)平野権平(後遠江守 長泰)脇坂甚
内(中務少輔 安治)糟屋助右衛門(内膳正 家孝)片桐助作(市正 且元)石川兵助(康勝)
七人同時ニ一時ニ勲ヲ挙ケ鑓ヲ合セ勲功ヲ究メケル是ヲ志
津嶽七本鑓ト称ス是ハ其ノ口ノ鑓ニシテ中ニモ当ハ慶長五
年庚子九月石田治部少輔三成謀叛ノ時　東照宮ハ東海道
ヲ責セラル　秀忠公ハ三万八千七百余騎ヲ率シ中山道
ヨリ責セラル　真田安房守昌幸ガ子真田伊豆守信
幸ハ父安房守ニ不従シテ　秀忠公ニ附属シテ味方ニ
アリ次男左衛門佐幸村ハ父ニ相従テ上田城ニ居ル
秀忠公此城ヲ攻テ安房守左衛門佐并ニ城兵ヲ一挙ニ遂ニ
極ル牧野右馬允(康成)実ハ大将ニテ勢ヲ引ク大手ニ向テ出ルノ所ニ攻
シテ旗本小勢ニ成ル所城兵乱ニ出テ却テ旗本ヲ突
切ランとせる故味方の勢の中ニ中山勘解由(後ニ勘兵衛 照守)

次郎大夫彦十郎（後雅楽と号ス　大炊之左衛門方）小野大膳過半宇兵衛同中条
新兵衛久左衛門也七人法人ニ於て争ひとして一同ニ鑓を合
敵兵を突き返し其を志同表の七本鑓と世ニて称美仕
ところ

一　酒井雅楽頭尋ねて云一番鑓と七本鑓の中ニ於てハいつれの
ちがひと小返しと七本鑓とニ御功労をハ若小情ニて云
勿論御功労有一番鑓の高名ちがひさうしハ陣の働ハ乗て
何様にも働ニ広場にてハ無之して働候矢の働にかなうて
その弓矢の二番の前ニ弓をゆるめる老かへりて一番小鑓を合
せる敵ニ是を一番と云三一番鑓の本組ニ云ふる者の
内ニて一番鑓ニ続きて鑓を入るるを二番鑓と云ふ組ニ
本組ニ立る程者一二三鑓ニ後れて鑓を入るハ他ニ争ふ
力へニ三番鑓といふなり一番鑓を高名と云ハ人の
場へ鑓さしかけ場所を以て高名とす弓矢の先ニ
立ものハ多く討死又ハ手を負故ニ立場へさしかけ候ニ應
勇ハ次御軍備負の利ニハ勇次一身の武功ニ於ニ以
の七本鑓一番鑓を功多しとは七人共ニて稠しく
敵を突立る故ニ敵将ハ其一身の功なり
也て非ハ軍備負の利ニ故ニ一番鑓ハ御主ニさうして
其ものハ小返の七本鑓なハ労りニ其所ニハ労しも逢きを
のこし一足も引時ハ嵐も虎と成威勢ニ成し候ニ小返
の七本鑓ハ其ニ以て高名とし其段ニ負軍ニ成て敵に

進ミ退る時ハ勇氣撓んて虎も羊のことし然るに其勇
從ひし七人ハ其よしを聞て防戦して将軍を守護
と云ける志を勇者の武功と云へし是ハ其中一人又次
軍の時一騎して其を返し敵を防き或ハ討死し或ハ後度
して味方をつけ終りけるハ大なる功也と小勢にて一人御供
ニ敵を追返し将軍ニ其よしを御申の武功ニ有ける故七本
小姓の名ニ其の中ニ御旗本より出し大久保甚兵衛七本
其人々を家ニ仕出され其の本情ら物語りを委細に
記し　将軍家へ奉れと云々

堀田上野介正信領ニ無許ニ帰居并佐倉城
没収　御付事

一同年十月八日ニ頃堀田上野介正信御暇も無して領ニ帰る
居城を召捕下総国佐倉城ハ没収す是何故といへハ子
細を知る人なし諸人様々の説有とかくのよし聞て同人
中務動ス今本月阿部中務少輔とは一所にて政務ニ預る
云と世人不知し世人ハ批判し松平伊豆守は縁と日頃不
快し故に下ろ処に跡ハ伊豆守を計りして不快なるを悔て
佐倉の城主ニ相成れ御安堵とて御辞退をしきりと要用なりと云し
伊豆守を抛棄職を辞して而て遁塞ス叛逆ニ非スと云々
是又云々ヲ知らしむ乱気の故佐々ニ松平能登守義
ニして諸人誹謗して同名上野介を能登守の家に預け細
を不知思ふ処密ニ而お浅故ニ同年之阿部中務少輔を

石見守稲葉は堀田と兼て存念ありしか終に是非なく殿中

にて刃傷に及ひしとて　上を蔑如にして殿中に於て于居

御前にて討留られ其身は忠の所存の御評判有之御感

雖然此節御諫言父加賀守事　大猷院様御逝去之節

殉死之上御厚恩を知忠ある殉死仕る故父子共に忠テ

所存を感有て今度稲葉石見守堀田筑前守を討之

稲葉中務少輔稲葉石見守遠慮被仰付候由中

務少輔の所領御取上け候由其外親類衆皆遠慮被仰付

同年辰年十二月十一日堀田筑前守の墓所

帯刀か屋敷門前に落書一首の狂歌を札にて貼付之なり

加賀守か堀田の家は是非もなき堀田浅清りと申て候

酒井雅楽頭忠清は堀田筑前守の落手を写

御城にて同年中へ落書の事

同年十二月十一日御廟所へ落書有之風聞

老中も落書有之を見て雅楽頭へ写し

持参る人も有しとも其者の名は知らん

と云々申候由今日酒井雅楽頭

忠清は落書の写を御城に持参し執権職の面々へ披

露ありし事共人々方々へ落書を写し候由

なり云

非落書スカ
アトノ紙ヘツヽク

落書

世の中時変ることは紀化なるは治る又乱るゝ初也堀田上野介
紀正信孫太宰ニ清正親しくして在京仕会よ門ゝ弟り
数ヶ條の講釈を授より独附御堂宮山式部坊比叡山沙弥
坊并邪僻邪僻大天狗小天狗ホ東叡山寛永寺の経堂よ
会合して世中分ら孫太宰の是非を論して泣ゝ海掌
記す坊々ゟさしれ千詞よ云

一
堂宮山式部坊と云今度正信孫太宰在京仕会ニ引ゑ抜
ヶ条の論を捕らり是ゟなり書や一庭の宮家脈を塞
さ并叫傾け未落洞の変比叡山の沙弥坊顕又外の水干
小手動の加藤をうけ頭巾眉まて加ゝり念ゝ出して云正信ゟ
不為て謂宇羅科当死刑也天下の加兵正壁ハ正史

ならさるし経路録に経官経使遠端文捨方石陥
一揆の乙より是顛れ偏に大猷院殿の御守恩心よりも
さらし海なりも深し正信は是嫡子し太宰と存もれ候至
江府正法講外有と伍子胥の旧是ほすてきりすし然よ
十月七日の夜御例ゟとけて翌八日の夜在陣ゟ引抜
そす偏ゝ類逆小似りホ類逆小非んハ江都の江戸分ら
海内久しく静謐ゆして天下合戦之事歴数改こホひ
年闘戦の縁とも是他ハ集よ力を添一戦とて励戦
とうしき一旦理背し敵よ為擢を好る是亀鏡
横なるきの謂ありや仕候慢発敵よ君臣下尅なるよ
乾をなし虎の尾を踏是危大洋の波ホ打けすや

況や此世を風情には詩道の天魔句には酒井讃岐守殿
猶入るへき宮の木下にて候得と云は宮中下は河堀田正
信すれは如此文也何とて正格に名を知らんや信する者は能為
他人大事を己れて勝るに家全しては当非示する所に
用い時は忽ち遠く死んに為君大切なる人の経るを後悔
可有る事細を及はるへし大事を存の上にかく論させ背案者
よるへき事存する心得を候て家禄の中にて以て支らす
節にも法度の内小諸奉行の使士よ手前不知してよ
しても高国家又郎は正行よ申し給りる拾万石を以て
讃岐守の士たる勝るにせを清むる是又是よ如何非とも申
されとて正行の取能と云ふを讃岐守にも勝りて抜ね者力

のうる名乗んぬこゝ言掛て有留人に知らせし中和の一にとして
江利飛料等利よ以ゆるとは文武也返役の大事を
云正出死飛を言ふ今中興中勢へ必備に正成をほ以離
云鎮と来仕政し国を行るるに

一 楠中の正行と云は忠の服判ある正行の江論
とあるに是ゆ時に人之心不知案より業へは名利を求て忠
実の非大事志実の忠なる人は君なも身中にも密し
術何様もまへし知られ世を人にも流布なるやうに教へ
深唯正行の美人の大名人と世人々に慶ひたる者の深中
切りたる細を論せんとして正行の調法を有へ知に取り讃岐守
を知る者にて　この御恵の示る者は存せる備に正行の情と

こゝに上の御慈悲もなく御威光も帰して執権の面々
面目なき事にて候よし申す時節此話言は善言と称ずるこれ
無学にして武道よりさかれば悪路と成ず心に恥ると思ふ
和歌もなく蘭芽の詞なり路次の助となるやとは不
権しく上を用ゆるなれば聖賢の渡世のさまと今濁世末代
なれば邪欲の人は多くして直実道の人は又まかしまれ
頼者は善言を仕るとも無下に用ひず申し正経も戯言とや見られ
しかる時は人と知らず無我謂なく正法をかへて好智のことき
殊に以て理為非の励みたるなれ無主逆様也従文言るを嫌ふて
如主身偏好邪欲の底を押付て猶更虚偽也と知りぬから
悪心偏乱と称して家の衰を憐みやらず入閣案の事なり

正法今も成御為に利生に風を論じきは是等の人を称するに
小人なる記すの事をもこれ利欲の身なる人実なる言とて
見を用ゆるぬにやといふ

一　善利の上情は正法は存じ書を法師の時節正理の面々皆
権こそある者は正法を見し負すとて是正等を負すとかは
是無益の者は法理を下す大臣人の裁判御法理輔して法理
第御法正法相ても主君とは斗に申すとも一切論制法と
時の臣なるも無事を主居掃へ引入るまかは主君に申して罪科
無理もあるへき一ツの無理なる非に申上数逆の企ありき沈淪まい
老母妻子と申すに至る不逆を罪するは申すのことし
臣ならぬ事に申上しても居掃ト申す事は至る言語は其至極せし逆文

京都を始として其外の難ひ向ひし御政道の不正を
を雖申立り達 上へ対し御沙汰を申上して居候に
引籠り候は宜しく自ら将軍家を申述る事に同等しき事に至
て不届至極之趣委細に記しあて達 上へ対し御一向不忠之
不可申越事之 大謀殺伐御懲罰以て仁政を施し天下と
下国家をして恨しめ故小吏迄正当処断を悪の事
一揆を企酒井京都を以て減せん御為万民を
恵の善政を施し適遂候例のことに大臣を謀り諷諫を申立
え取集を募して石諸ら故に村方町費ひ以て取集
植之取つて此者又徒党を企逆心を好む御政道天
下万民の為の一揆を非々つ身の為不徒党を企む天
乃至私を悪しみ不敬に事蔵敷申すして自滅之所の
根元を見出し魏事の如く仁政を以て龍邪の威を振
小民共を悔之一紙に綴り致達 上聞に奉法を託
の飛道をも行ひ不法刑死の怪悔しき完事之
民に是非なく深く申政をたくみ致すは猶予して
御判も是し御不審之悉く禄米は又源之下実
こて存念の正統之若人口の非を述後世の明を
欲する也人に弟子を捨て捨合ら録之忠之至は御吏に申
旅籠にて降り去は不徳を見て不徳悟ても退を
見て不退謂慮致し御は是を非しながら我をは
一 妙喜法をして前後の評判皆方一理之神勝に怠慢し

悪眠を開く刹那主一世夢とみるに楽かりし実なる
ものは時に叶ふ道にあらず媚諂ふ者は時に逢ふ縁となりて
之れをおもふに今の正直の志は屈原をも学ひ楽しまさる者か
原が云世挙て皆濁れり我ひとり清り衆人皆酔て我
独り醒たりといひしを是とするものゝ実の漁父が云を
これ用ひ物に凝滞する故に世と共に推移する事能はず世
人濁らばその泥を汨して其波を揚げ衆人酔はゞ其糟を餔て
其醨を歠ふべし水濁らば足を洗ひ清まば纓を濯すと云謎須
悪しと別つ水清と濁との大いに濁こる備ひ一つ哉事孔子も
彼に云道は浮雲烟日月世理と知るは悪の中の悪とこそ
一 彦山の群芸済云正直の互別の事を洗ふ心に明りて理なき
いつれ葉の私欲私曲を挿斗故私に大分の無数を置き玩
小世を苦挿起かりて無後るる無之下候の商人大分に迷惑
せ併よ置る無し無数を恨み挿みる利を得る是天下の
執権職の咎ふ非ず是一つ又は夙昔の家老波及に云役所職
よ候らる子細小風を置る無皆之執権人とし了波及の風
を置く事夙昔ら言御免なく風に出る私早で夙昔
役人あり是二つ御前に役所発言の時場所能不とも云其法
執地置無私に役所し或は私欲私曲縁者親昵贔屓の類をは
是を得中私欲私曲よりいつれや是三つ役人必実深の招
若は私欲贔屓の類をは悪の根元を成る根の人を
は是をいれも非と御法に是四つ御前に新知加増

混沌の時分ハ自分のくせハ不存中和歎其質の風く
ハ御代官衆にも渇ょ困窮し上而の所を除く是より此程か
邪欲家しかも所詮人帝元王下の福祐として仁政を
行ハんや銭取も上別も此節を悔き指休書为を滅せり
到る私曲邪欲を見ぬしなりけりの七年婚し出閉て
而割ハ御為の二字ふよ心経を失ふり又生得愚昧にしても
人の是非をも知り盗是東遍かし去りしこ私を標せ
人とすれハ狂気と称して身を滅ス其身ハ九鼻鉄結う
一の五糖を如那君に臣をも撰利を食る害を見り時
ハ暴悪深めて困窮ス君ハ以民為御民ハ以食為天穀者
困窮する時ハ病馬の鞭をもなる念に路に及ぶ時ハ法人

死を亦人しハ宿乱を起せり是国郡郷邑家皆ハ御のため
臣ハ懐に居て仁恵を施し己を責て乱義を正ス然時ハ
雖寿老雖盈而溢者ハ天下静謐之道にて治まる物旅とも云
ハ聖人の教なりとそ

一 雑多僧ハ房の事をも好みの人の風俗をみるに利口発明を自
慢して智恵を深くいひ聖賢の賢を恐れハ高慢にも如し梅檀ハ
二葉より香しといへり至りては利欲異動に走り得
失の事を専一とせる也之ハ本是大伐友の事を悪み重母遷記
学徳の蓮の執心も生者のためを論せる故に此人ハ
雑深の中なる算勘利徳の中より成長しける人ゆへにせし
聖賢の後の行にハ踈りけるハ一文未識の徒失と

分かりし含武高含浪含満席金ハ御沙為にして忠節を
せりえるとける故に天下の人民大名の家人を郎党を送り
ら侍ハ武士をも傍人農人ハ渺漱を失ふ辛き浮世也
隔りて動もすれハ浪人一揆を企つ浪て乱を忘ハ
流庶民の害ある事大名小名押並て薬湯存じ今浪
を貴し家人の労をも廉ナても苦しからすよすなり
武士ハ法を忘れ謹を忘れ些政存ぜしなかりし上にて天下
に告る事を知る者なかりし頃る附御上に世の命を謹む故に
何に疑キ写定を調しいも事に定め細工にこまかく
大名の家中ハ定見を持写事を浪人軍刹失の数へ
入ずして浮世の町人已不了事の出来る事ハ騒動き町
なき訓に静にし主君子ハ宝器を定して民に施す故に
民の父母として天下ハ広し狭ハせへし経営の上にて政存
せん年侍居る上に京に御国しの武地代支に採る長を
合む招民を分別の上堀を限ひ浮状を持るの事に是別の上
以国に御ハ中山存をも下向ありける所に存分御に出向に
て浮状ら持とミ从浮浪人等を引して中山存に出向く
是別下向をおゆ知よ引道へし東海存をも下向の有浮状
を触しるの事人も出し天下の執権として流民の憂
を紀明し是非を分民の欲キを可止浪人として作り斗
て上次でし飯スすに仁を施し州屋に行半にや古徳に之
挙直措諸枉則民服挙枉措諸直則民不服トことこ

也分欲措狂於豆州邸ニ嘉為措むとも可慊ニ悲ハ志為
不忘銘ニ不足故也
万治三庚子十二月日
時ニ当り人
諸侯中
観音坊拙書
愛宕山右京坊
比叡山治部坊

此書巻を都中持ちニ稲葉美濃守ニ天下の政
政を委の私のみなる仁を誹謗仕ニ実大悪人にて
あるハ忽ち書家貶せよとて是を擬捕所罷よ讃岐ハ自て
以後傳る広出ニてくもしくて今の都中皆て詑ハ愛宕
小渋にるハ非広書て元し書小継りて広出と申ス所も終口て
ニ広との外なれせんさうしもとむハ忽うニ郊先之此書誰生ニ来
為ハ何方か写しあるや各あまた仍て金銀をしれく子並
作者ニ知りてニ日よハ讃井浄事中たて此広書ニ飛倫登の
るすハ前まも平ニヤくらく今際事もニ好ハ古聖人の治世にハ主ニ
の国ニ任る地所代官の非儀を評人ならよ諸数を立且政治の
料る中のく万民其くむるすかの吉事あん々為よ読本を立並
て政道の悪事を書しむ是当世の広書の類し名字
を始よしらしてよきて下の者もこと各々広へし広出とたさ
セ自他の悪政治の也正と知めてハてし下の政と知て不足
有とするへきさ故に此広書ニも如此政たる人早術の詞なり
ともし是当なりハ用て是当なりとしハ不用して捨至とこし何故の

しかしいふものゝ的に利ありてハ、一偏ならず誹りといふとも
邑にあらんハ一旦恨望てハ却て非道に落し人も是の以為不知を
云し萬夫婦者の私に理を曲んや謗る等ハ只善人の善
事を勤へ謗もし誉もする放棄者ハ知と天下に死して万即や
の善事を老ふ善人にも謗らるゝまし只世ハ謗りし今孔子か
多ひく故を去かるゝ謗る者と謗る者とまへし天下ハ
私なり日の照るを悲んで雨をまつものありハ雨を悲ん
て日の照を慎者も天下も萬人一偏に能せよ只必ずや
旅人はそやいかゝ善悪の批判をなしてぞ云し去か
らハ用ひ悪るハ捨置へし善のまゝハ用ひてさりしまゝ人を
解んよ一度のまゝし只捨置よ去りしとまなれはまつ一旦

て御とて此ね

松平伊豆守殿病氣ニ付以名代托せす
甲斐守事并伊豆守死去之事

一 寛文二壬寅年三月十六日松平伊豆守殿病氣ニ付私
とも伊豆守方へ御使番ニ人を遣し被仰出候ニ付而ハ表立
未氣色以の外ニ付而今晩も御の帰り候御醫師中被遣候
候旨御意之御使被遣私儀ハ家綱入とも伊豆守也
子細に付伊豆守方ニ參り伊豆守病気之由甲斐守を始として
之息女并一門之面々集り寄合して居られ甲斐守同事
中案内ス伊豆守ゆかて其方之枝ケ申され候扇ハ扇
かゝけ様ハ私之以て様よ置庭而とて申候之庭へ

其悔事を拒んで病家放乱れは必定なりし佞臣を拒け
ましまし非分の費を省し諫言は萬年に誤なし　大猷院殿に
まして仕進を省者を至ての諫言にて太平を治りしのミならず
天下をも持し給ひ御信者にて御徒従君恩を示し給ひけるに
何れの御事も人々へ公に仰し給ひまへては立よる
理を論し是非を浮ひ事を言し曲を糺し正しき事
にて今は世とよしいふ者と和し御情けし心得やまよ守
御意思し君の御為よ忠節を尽さんとする事忠に拠
とら邪を存し法を守ひ情よ拘んや世上の人忠言
と申しら心底を知らずして一心事は定にて生の
縁なく明る言を言へり是れ来死てしまふ皆御為へて

君の御為成下の御為よ於ては聊も思ひ捨ざる事なし給ふ
忠義を申様事には非ず私に於て申ても遠慮し事なく
了し陽気甲斐守を論じ捨て御揚の節には忠ある諫言
を言ひ上げし君の人々に対して相揚申聞よ甲斐守を呼出し
是人しき方の事を其悔事を[illegible]に於ては[illegible]候
事と思ひ諫言に及び有[illegible]七歳の日[illegible]
とに申合其悔事[illegible]諫言も申[illegible]
時　台徳院殿御小性にて　御守り[illegible]　大猷院殿は七歳に
[illegible]御一[illegible]明
[illegible]
今の[illegible]

かも承行事ニ可被定也中々ニ廣縁掛候也
候也ニ承候人也て恨ミ云存書候可遣云々

元延實録巻之九終

日本政府図書
38
紙数参拾八枚
内閣文庫

国立公文書館
National Archives of Japan